

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【公開番号】特開2010-189(P2010-189A)

【公開日】平成22年1月7日(2010.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2010-001

【出願番号】特願2008-160462(P2008-160462)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機についての所定の遊技に関する制御を司る制御基板を内部に収容する遊技機用基板収容ケースを備えた遊技機において、

前記遊技機用基板収容ケースは、第1ケース体と、前記第1ケース体と合わされる第2ケース体とを備え、

前記遊技機用基板収容ケースは、その所定箇所に、前記制御基板が取り付けられた前記第1ケース体でのその制御基板取付面側に前記第2ケース体を合わせた状態で前記第1ケース体および前記第2ケース体を封止して当該遊技機用基板収容ケースを開封不可とする封止手段を備え、

前記第1ケース体または前記第2ケース体は、前記封止手段の存する箇所での当該第1ケース体と第2ケース体との境界面を囲う囲い壁を備えている

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機において、

前記囲い壁は、断面視で、その壁方向から一旦直角方向に折れ曲がった後に再びその壁方向に延出するように折れ曲がったクランク状壁部となっている

ことを特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項1または2に記載の遊技機において、

前記囲い壁は、その壁面に破断誘導部を備えていることを特徴とする遊技機。